

メディパルグループ共済会 規約

目 次

本 則

第1章 総 則

- 第1条 名称
- 第2条 事務所の所在地
- 第3条 目的

第2章 事 業

- 第4条 事業

第3章 会 員

- 第5条 会員の資格
- 第6条 加入および脱退

第4章 組 織

- 第7条 運営機関
- 第8条 理事
- 第9条 理事会
- 第10条 総会
- 第11条 理事長・副理事長の職務
- 第12条 監事
- 第13条 監事の職務
- 第14条 本部事務局ならびに支部事務局

第5章 財 産

- 第15条 財産の帰属
- 第16条 管理ならびに運用

第6章 会 計

- 第17条 会計年度
- 第18条 経費
- 第19条 予算と決算
- 第20条 会計帳簿
- 第21条 会費
- 第22条 会費の免除
- 第23条 監査

第7章 慶弔見舞事業

- 第24条 慶弔金
- 第25条 見舞金
- 第26条 給付の免責

第8章 遺児育英年金事業

- 第27条 遺児育英年金
- 第28条 受給資格者
- 第29条 受給対象期間
- 第30条 受給代理人
- 第31条 給付の免責
- 第32条 受給資格の喪失

第9章 貸付事業

- 第33条 目的
- 第34条 資金用途
- 第35条 貸付の制限
- 第36条 保証人
- 第37条 返済
- 第38条 不正流用

第10章 斡旋事業

- 第39条 斡旋

第11章 解 散

- 第40条 解散事由
- 第41条 解散の手続き
- 第42条 財産の処分

第12章 付 則

- 第43条 運営基準
- 第44条 金銭の授受
- 第45条 改定
- 第46条 実施日

メディパルグループ共済会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会はメディパルグループ共済会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の本部事務局は次の所在地へ事務所をおく。

神戸市中央区山本通2丁目14番1号

2. 本会の支部事務局は第5条の各社人事（総務）担当部署内に必要に応じておく。

(目的)

第3条 本会は会員およびその家族の福利厚生に関する生活相互援助事業を行い、生涯総合福祉の増進をはかることを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 慶弔見舞金に関する事業
- 2) 遺児育英年金に関する事業
- 3) 貸付金に関する事業
- 4) 斡旋に関する事業
- 5) その他、健康的かつ文化的な生活を援助し会員相互の扶助を目的とする関連事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、株式会社メディパルホールディングス、株式会社メディセオ、株式会社エバルス、株式会社アトル、株式会社MMコーポレーション、株式会社PALTAC、MPアグロ株式会社、株式会社トキモ、株式会社エム・アイ・シー、株式会社物流二十四、エバルスオーディエス株式会社、株式会社メディパル保険サービス、株式会社ハバクリエーション、メディエ株式会社、株式会社アステック、株式会社ファルフィールド、かちどき薬品株式会社、MP五協フード&ケミカル株式会社に在籍する者とする。

2. 定年後、嘱託社員または契約社員として継続的に再雇用される者は会員資格が継続する。

3. 前項に該当しない嘱託社員及び次項に該当しない契約社員は会員とする。
4. 契約期間が1年未満の契約社員、パートタイマー、派遣社員、上記企業以外の受入出向者は除く。

(加入および脱退)

第6条 本会の加入および脱退は、前条の資格取得の日に参加し、資格喪失と同時に脱退するものとする。

第4章 組織

(運営機関)

第7条 本会はその運営を円滑に行うため「理事会」を設置する。

(理事)

第8条 理事の定数は15名以内とし、会員の中から選出するものとする。

2. 理事は会員の中から次の手続により選出する。
 - 1) 理事会は任期満了の1カ月前までに次期理事の候補者を推薦し、理事長はこれを書面にて会員に通知する。
 - 2) 前号の候補者に異議ある会員は書面にて理事長にその旨を申出る。
 - 3) 第1号の通知後2週間経過したとき、前号の異議が会員数の2分の1未満の場合に当該候補者は選任されたものとし、現理事の任期満了と同時に就任する。
 - 4) 第2号の異議が会員数の2分の1以上の場合、理事会は直ちに新たな候補者を推薦し、第1号ないし第3号の手続をとる。
3. 理事の任期は就任の翌々年の6月末日までとする。ただし、任期満了時において前項第4号の手続が進行中の場合、もしくは、その他特別の事由により次期理事が選任されていない場合は、次期理事が選任されるまでの期間任期を延長する。なお、再任を妨げない。
4. 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。理事長は互選により理事より選出するものとし、副理事長は理事会の同意を得て理事長が理事のうちから指名するものとする。
5. 理事に欠員が出た場合、理事会は直ちに新たな候補者を推薦し、前2項第1号ないし第4号の手続をとることができる。なお、補充理事の任期は前任者の残任期間とする。

(理事会)

第9条 理事会は理事をもって構成し、次の各号に該当するとき理事長が招集するものとする。

- 1) 予算および決算のとき。
 - 2) 理事長が必要と認めたとき。ただし、第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号については招集することなく書面において議決することを求めることができる。
2. 理事会は次の項目について審議し議決するものとする。
- 1) 規約の変更
 - 2) 理事ならびに監事の候補者を推薦する
 - 3) 毎事業年度の予算ならびに事業計画
 - 4) 毎事業年度の決算ならびに事業報告
 - 5) 総会に報告すべき事項
 - 6) 本会の解散並びに合併
 - 7) その他、本会の運営に関する重要事項
3. 理事会の議長は理事長とする。
4. 理事会の定足数は理事の2分の1以上とする。ただし、本会の解散ならびに合併を議事とするときは理事の4分の3以上を要する。
5. 理事会の議決は理事の過半数の賛成をもって行い、賛否同数のときは議長が決定するものとする。ただし、規約の変更、本会の解散並びに合併を議事とするときは3分の2以上の賛成を要する。

(総会)

第10条 総会は会員をもって構成し招集は書面において行う。

2. 総会は理事会で議決された内容、ならびに報告事項を会員へすみやかに通知し徹底することを目的とする。なお、個人情報を含む議決事項は第3項の手続をとることなく効力を発生する。
3. 書面による通知は次の手続による。
 - 1) 理事会は、前条の議決された内容、ならびに報告事項をすみやかに会員に書面にて通知する。なお、前条第2項第2号は第8条、または第12条に準ずる。
 - 2) 前号の議決事項に異議ある会員は書面にて理事長に対しその旨を申出る。
 - 3) 第1号の通知後2週間経過したとき、前号の異議が会員数の3分の1未満の場合に当該議決事項は効力を発生する。
 - 4) 第2号の異議が会員数の3分の1以上の場合、理事会は当該議決事項を訂正のうえ改めて第1号ないし第3号の手続をとることができる。

(理事長・副理事長の職務)

第11条 理事長は本会を代表しその業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行うものとする。

2. 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、または職務を行うものとする。

(監事)

第12条 監事の定数は2名以内とし会員の中から選任するものとする。

2. 監事は会員の中から次の手続により選出する。
 - 1) 理事会は、任期満了の1カ月前までに次期監事の候補者を推薦し、理事長はこれを書面にて会員に通知する。
 - 2) 前号の候補者に異議ある会員は書面にて理事長にその旨を申出る。
 - 3) 第1号の通知後2週間経過したとき、前号の異議が会員数の2分の1未満の場合に当該候補者は選任されたものとし、現監事の任期満了と同時に就任する。
 - 4) 第2号の異議が会員数の2分の1以上の場合、理事会は直ちに新たな候補者を推薦し第1号ないし第3号の手続をとる。
3. 監事の任期は就任の翌々年の6月末日までとする。ただし、任期満了時において前項第4号の手続が進行中の場合、もしくは、その他特別の事由により次期監事が選任されていない場合は、次期監事が選任されるまでの期間任期を延長する。なお、再任を妨げない。
4. 監事に欠員が出た場合、理事会は直ちに新たな候補者を推薦し、前2項第1号ないし第4号の手続をとる。なお、補充監事の任期は前任者の残任期間とする。

(監事の職務)

第13条 監事は本会の業務を監査し必要あると認めるときは、監査結果に基づき理事長または理事会に意見を提出するものとする。

(本部事務局ならびに支部事務局)

第14条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。

2. 本部事務局には事務局長1名と職員若干名をおく。
3. 支部事務局には職員若干名をおく。ただし、各社社員が職員の事務を代行できるものとする。

第5章 財産

(財産の帰属)

第15条 本会に帰属する財産についての所有権および管理処分権は全て本会に属する。各会員は本会の財産につき持分権はなく分割請求することはできない。

2. 本会の脱退者は、理由の如何を問わず既納会費その他の本会の財産につき請求権を持たない。

(管理ならびに運用)

第16条 本会の財産の管理ならびに運用は、理事会の承認により理事長名義で行う。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、借入金、およびその他の収入によって賄う。

(予算と決算)

第19条 理事長は毎事業年度毎に予算を作成し、理事会の議決を得るものとする。

2. 理事長は毎事業年度毎に決算書を作成し、監事の意見を付して理事会に提出しその議決を得るものとする。

(会計帳簿)

第20条 本会は会計帳簿を作成する。

(会費)

第21条 会費は毎月600円を徴収する。ただし、本会の年度収支により、必要があれば第9条2項に基づき会費の見直しができるものとする。

2. 激甚災害等が発生した場合は被災会員救援のため、第9条2項に基づく承認を得て会費の特別徴収ができるものとする。

(会費の免除)

第22条 傷病等により会費の負担が困難な場合はその月分の会費を免除する。

2. 脱退する場合はその月分の会費を免除する。

(監査)

第23条 監事は少なくとも年2回会計帳簿を監査し、その結果を理事長に報告しなければならない。

第7章 慶弔見舞事業

(慶弔金)

第24条 会員に慶弔事案が発生した場合は、(別表1)の基準によって慶弔に関する扶助を行う。

(見舞金)

第25条 会員の罹災害ならびに傷病休務について、(別表2)の基準によって見舞に関する扶助を行う。

(給付の免責)

第26条 給付を受ける事由が発生した時から3か月を経過して届出たとき、または脱退後に届出たときは慶弔扶助を支給しない。ただし、理事長が給付を適切と判断し理事会の承認を得た場合には支給する。

第8章 遺児育英年金事業

(遺児育英年金)

第27条 会員が死亡した場合は、(別表3)の基準によって遺児育英に関する年金扶助を行う。

(受給資格者)

第28条 遺児育英年金の受給者は会員の死亡時点でその会員に健保上扶養されていた子女で次に該当する者とする。

- 1) 18歳以下の者で未就労の者。
- 2) 学校教育法に定める高等学校・高等専門学校、大学(短期大学を含む)に在学またはこれらに準ずる外国の学校に留学している者。ただし、大学については受給資格者または第30条に定める受給代理人からの申請に基づき受理日以降の受給対象期間を確認するものとする。
2. 前項第2号の対象者で定時制の高等学校・高等専門学校・大学に在学中の場合は、就労者であっても受給資格者とし第32条第1項第2号の適用を除外する。
3. 第1項第2号の受給資格者については、入学時に入学を証明できる書面および毎年9月と3月に理事長宛に在学証明書を提出するものとする。
4. 第1項第2号に該当する場合は、一旦、第32条第1項第8号の適用を受け受給資格を喪失した場合であっても条件適格により再度受給資格者となることができるものとする。但し、大学在学中に第32条第1項第8号により受給資格を喪失した場合を除く。
5. 会員の死亡時点でその会員に健保上扶養されていない場合、次に該当する者とする。
 - 1) 会員が死亡した時点における胎児は出生後に受給資格者とする。
 - 2) 理事会が承認した者。

(受給対象期間)

第29条 受給対象期間は次に定める期間とする。

- 1) 前条第1項第1号に拘わる者の受給対象期間。
受給対象期間は18歳到達直後の3月までとする。ただし、18歳到達が4月1日の場合は前月までとする。
- 2) 前条第1項第2号に拘わる者の受給対象期間。
 - ① 受給対象期間は所定の修業年限とする。ただし、大学については薬学部、医学部、歯学部、獣医学部の6年制の課程に限り最長6年間とし、それ以外は最長4年間とする。
 - ② 受給対象期間は入学月から連続した期間とする。なお、受給資格者が在学中の場合入学月～受給開始月までの期間を控除した期間とする。

(受給代理人)

第30条 受給代理人は受給資格者の親権者、または後見人とする。

2. 受給代理人が不適当と思われるときは理事長が適当と認められる者を受給代理人に指名することができる。

(給付の免責)

第31条 各号に該当した場合は年金の全部または一部を支給しないことがある。

- 1) 受給代理人が虚偽の申請をしたとき、または正当な理由がなく理事長の指示に従わなかったとき。
- 2) その他、理事長が給付を適切でないと判断し理事会の議決を得た場合。

(受給資格の喪失)

第32条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその該当するに至った月の翌月より受給資格を喪失する。

- 1) 死亡したとき
 - 2) 就職したとき
 - 3) 婚姻したとき
 - 4) 養子縁組をしたとき
 - 5) 親権者が再婚したとき（ただし、親権者の配偶者に扶養されない場合を除く）
 - 6) 少年法による保護処分、または刑事処分を受けたとき
 - 7) 行方不明となり6か月を経過したとき
 - 8) 満18歳を超え在学していた学校を退学したとき
2. 受給資格者が前項に該当したときは、受給資格者もしくは受給代理人のいずれかがすみやかに理事長に届出なければならない

第9章 貸付事業

(目的)

第33条 会員の不測の出来事に対し生活安定を目的としての貸付を行う。なお詳細については貸付に関する細則にて定める。

(資金用途)

第34条 貸付の対象となる資金用途は次の事項に該当するものとする。

- 1) 本人および家族の傷病に関する費用
 - 2) 家族の介護に関する費用
 - 3) 本人および家族の冠婚葬祭に関する費用
 - 4) 本人および配偶者の出産費用
 - 5) 本人および家族の教育費用
 - 6) 不時の災害による費用
 - 7) 住宅に関する費用
 - 8) 会員子女の大学、短期大学およびこれらに準ずる学校の授業料に関する費用
 - 9) その他、特別な事由において貸付が必要な費用
2. 各貸付の取決めについては別途貸付に関する細則にて定める。

(貸付の制限)

第35条 貸付は複数の事由をもって受けることは原則としてできない。ただし、貸付に関する細則に記載あるものを除く。

2. 親子・兄弟・夫婦が会員の場合は同一事由での貸付は行わない。
3. 返済不履行のある社員に対しては原則として新たな貸付は行わない。

(保証人)

第36条 貸付には原則として親族の保証人を必要とする。

(返済)

第37条 返済に関する取決めは、別途、貸付に関する細則にて定める。

(不正流用)

第38条 貸付の事由以外に資金を流用した場合は即時に全額を返済するものとする。

2. 前項の場合は再貸付を受けることはできない。

第10章 斡旋事業

(斡旋)

第39条 本会は会員の生活安定と文化的生活のため次の斡旋を行う。

- 1) 物品の斡旋
- 2) 保険の斡旋
- 3) 情報の紹介斡旋
- 4) レクリエーションの斡旋
- 5) その他、必要と認めたもの

第11章 解散

(解散事由)

第40条 本会の解散は次の事由による。

- 1) 社会情勢の変化等により事業の存続を要しなくなったとき。
- 2) 事業の継続ができなくなったとき。
- 3) その他、前各号に準じる事由があるとき。

(解散の手続き)

第41条 本会の解散手続きは理事会の議決をもって行う。

2. 理事長は前項の議決が行われた場合、第10条に準じて直ちに会員に通知するものとする。

(財産の処分)

第42条 本会の解散にあたっての残余財産は理事会が議決した方法に基づき処分する。

第12章 付 則

(運営基準)

第43条 本会の運営についてはこの規約によるもののほか、その都度理事会において決定する。

(金銭の授受)

第44条 この規約に定める慶弔見舞、遺児育英年金、会費、貸付、ならびに斡旋物購入による金銭の授受は次による。

- 1) 慶弔見舞金は、原則届出があった翌月に会員が在籍する会社が各自に支払う給与へ給付する。なお、会員本人の死亡については本会が都度直接給付（香料）する。
- 2) 遺児育英年金は会員の死亡日より受給資格者に支給する。ただし、原則年2回とし、4月～9月分は9月、10月～3月分は3月に支給する。なお、一時給付金は3月に支給する。
- 3) 会費は、会員が在籍する会社が各自に支払う給与から差引控除する。
- 4) 貸付金は、会員との契約締結後会員名義の預金口座に振込む。
- 5) 貸付返済金は、会員が在籍する会社が各自に支払う給与もしくは賞与から差引控除する。
- 6) 会員が購入する斡旋物の購入代金は、会員が在籍する会社が各自に支払う給与から差引控除する。
- 7) 第1号、第3号、第5号、および第6号については、後日、本会と当該会員の在籍する会社との間で金銭の精算を行う。

(改定)

第45条 この規約の改定は理事会において行う。

(実施日)

第46条 この規約は平成14年7月1日より実施する。

改定日 2025年4月1日

慶弔見舞金(品)			
項 目	給 付 額	備 考	
本人の結婚	30,000円	脱退後3か月以内を含む	
子女の結婚	20,000円		
出産	10,000円	本人および配偶者	
子女の入学	小学校	5,000円	入学祝い金として給付
	中学校	10,000円	
①本人の死亡	150,000円	生花：花輪等の諸費用を含み御香料もしくはお供えとして	
②配偶者の死亡	100,000円		
③子の死亡	100,000円		
④実(養)父母の死亡	30,000円		
⑤実(養)祖父母の死亡	10,000円		
⑥兄弟姉妹の死亡	10,000円		
⑦配偶者の父母の死亡	20,000円		

別表 2

罹 災 害 見 舞 金			
水害見舞金	種 類	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	自 宅	50,000円	30,000円
火災見舞金	種 類	全 焼	半 焼
	自宅(自己名義持家)	100,000円	50,000円
	自宅(上記以外)	50,000円	30,000円
地震見舞金	火災見舞金に準ずる。		
その他罹災見舞金	理事会において、その都度協議して決定する。		
傷病見舞金	1か月以上 6か月未満		10,000円
	6か月以上におよんだ場合の再給付		20,000円

上記(別表2)における自宅とは、本人の居住する住居のことである。ただし、社命による赴任や入社時から借り上げ社宅に居住する者に関しては、本人の居住する借り上げ社宅と本人の居住しない自宅の両方を自宅として取り扱うこととする。

別表 3

遺 児 育 英 年 金				
区 分		1人あたり月額	一時金(入園・入学時)	
満18歳以下の 未就労者	また は	未就学児	20,000円	20,000円
		小学校	30,000円	50,000円
		中学校	30,000円	100,000円
		高等学校(高等専門学校を含む)	40,000円	200,000円
高等学校(高等専門学校を含む)		40,000円	200,000円	
大学(短期大学を含む)		50,000円	500,000円	

※未就学児欄の一時金は幼稚園入園時に給付する。

※高等学校以上の定時制学校に在学の場合は就労者を含む。

※大学生への給付は、薬学部の6年の課程に限り最長6年間とし、以外最長4年間とする。